

令和7年7月18日から

盛土規制法に基づく許可・届出が必要となります

新潟市は、令和7年7月18日に下記の規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始します。

新潟市内で工事を行う場合は、新潟市の基準で運用し、新潟市が許可・届出の窓口になります。

運用基準等は県内全域にて概ね同一となりますが、**県の運用と一部異なる事項**がありますのでご注意ください。

新潟市の申請手続きおよび技術的基準など詳細は本市ホームページをご確認ください。

!!! 区域指定日をまたぐ工事の場合、届出が必要です!!!

下記Ⅱの規制対象となる行為の **赤文字** で記載の行為に着手している場合、**8月8日までに届出が必要**です

詳細は
裏面参照



県の運用と異なる主な事項

I 規制区域

市街化調整区域にも宅造区域があります

宅地造成等工事規制区域

(宅造区域)

市街化区域全域及び

既存集落区域の周辺

特定盛土等規制区域

(特盛区域)

宅造区域以外の市内全域



Ⅱ 規制対象となる行為と必要な届出・許可

⑤⑦標高の差 **新潟市:1m**
新潟県(新潟市除く):30cm

規制対象となる行為と必要な届出・許可

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば... ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

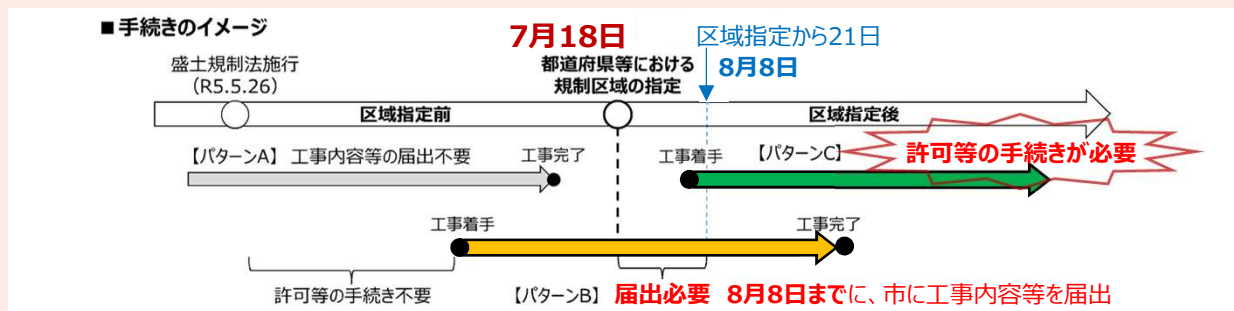
例えば... ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが かつ面積が 2m超 5m超 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

(注) ⑤⑦において、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合や、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高の差が全ての位置において1メートルを超えない場合は許可及び届出は不要です。

!!! 区域指定日をまたぐ工事の場合、届出が必要です!!!

表面Ⅱの規制対象となる行為の **赤文字** で記載の行為に着手している場合、**8月8日までに届出**が必要です。なお、**区域指定日以降に着手する場合は、許可等が必要**になります。



例えば...

- **宅地造成**のための盛土・切土
- 土石の**ストックヤード**における指定日をまたぐ仮置き^注

これらが**規制対象規模**であれば
届出が必要です!

注) 省令第8条第10号ハで規定する「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」であれば、届出は不要です。

必要書類

- ・工事の届出書（土地の形質変更の場合：省令様式第15、土石の堆積の場合：省令様式第16）
- ・図面等※（位置図・地形図・土地の平面図・届出地及びその周辺の写真）
※表面Ⅱの規制対象となる行為の **青文字** で記載の規模の場合に必要
- ・委任状（代理人が申請を行う場合）

不正盛土対応 土地所有者等は盛土等を安全に保つ責務があります

通報窓口

新潟市 都市政策部 都市計画課 開発審査・景観担当 (025-226-2825)

市の運用や技術的基準の詳細についてはホームページをご覧ください

- ・新潟市 盛土規制法に基づく許可申請の手引き
- ・新潟市 盛土規制法に関する技術的基準
- ・新潟市 盛土規制法に基づく届け出の手引き
- ・新潟市 盛土規制法申請手数料

新潟市 盛土規制法



申請窓口・お問い合わせ

新潟市役所 都市政策部 都市計画課 開発審査・景観担当

住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

電話 025-226-2825

メール tokei@city.niigata.lg.jp

